



## 保健福祉課 住民生活課 からの お知らせ

本庁 福祉チーム TEL 0994-22-3042  
支所 民生チーム TEL 0994-25-2511

### ■ 児童扶養手当、特別児童扶養手当について

#### ● 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給される手当で、児童が育成される家庭の生活安定と、自立促進に資することを目的としています。以下の条件に該当する児童を監護又は養育している方に手当が支給されます。児童とは「18歳に達して以後、最初の3月31日までにある子」を指します。（身体又は精神に一定の障がいをもつ児童は20歳未満まで対象となります。）

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から一年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,430円	受給者の所得に応じて 41,420円～9,780円
2人	46,430円	上記金額に5,000円を加算
3人～	児童が1人増すごとに3,000円を加算	

#### 手当月額（平成24年4月～）

\*全国消費者物価指数の実質値等により月額  
は変更されます。  
\*受給資格者、その配偶者、同居の扶養義務  
者の所得状況に応じて、手当の一部または  
全部の支給が制限されます。

#### ● 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を監護している父（母）又は養育者に支給される手当で、児童の福祉向上に資することを目的としています。

区分	月額（児童1人につき）
1級（重度障がい児）	50,400円
2級（中度障がい児）	33,570円

#### 手当月額（平成24年4月～）

\*全国消費者物価指数の実質値等により月額  
は変更されます。  
\*受給資格者、その配偶者、同居の扶養義務  
者の所得状況が一定以上の方は、その年度  
（8月～翌年7月）の手当が支給停止と  
なります。

各手当を受給するためには、保健福祉課又は住民生活課で請求の手続きを行う必要があります。手続きの方法や制度の詳細については、福祉チーム又は、民生チームへお問い合わせください。



## 地域振興課 からの お知らせ

本庁・支所 地域振興チーム  
TEL 0994-25-2511

### ■ 花瀬自然公園アルバイト募集について

本町では、夏休み期間に花瀬レクリエーション村（花瀬公園プール・花瀬公園キャンプ場）を開村するため、下記条件によりアルバイト員を募集します。応募及び詳しいお問い合わせは、地域振興チームまでお願いいたします。

- 勤務場所……花瀬公園プール・花瀬公園キャンプ場
- 仕事内容……プール監視人・キャンプ場補助員
- 期 間……平成25年7月19日（金）～平成25年9月1日（日）
- 勤務時間……午前9時から午後5時まで
- 時 給……670円
- 募集人員……約15名（3名の交代制）
- 応募資格……高校生以上の者（錦江町居住者優先）
- 募集期間……6月28日（金）まで